第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　定　申　請　書
（既　存）

年　　月　　日

福山市長　　様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条（第６項／第７項）の規定に基づき、長期優良住宅維持保全計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．この様式において、「既存」とは、本申請が、法第５条第６項又は第７項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

２．申請者（法第５条第６項に基づく申請にあっては、住宅（区分所有住宅を除く。）の所有者等、同条第７項に基づく申請にあっては区分所有住宅の管理者等）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

３．共同住宅等に係る申請にあっては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

（第二面）

長 期 優 良 住 宅 維 持 保 全 計 画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】
【２．敷地面積】　　㎡
【３．建築面積】　　㎡
【４．床面積の合計】　　㎡
【５．建て方】　□一戸建ての住宅　□共同住宅等 【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】　階　㎡　階　㎡ 【共同住宅等の場合：住戸の数】　建築物全体　戸 認定申請対象住戸　戸
【６．建築物の高さ等】 【最高の高さ】 【最高の軒の高さ】 【階数】　（地上）　階　（地下）　階
【７．構造】　造　一部　造
【８．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】
【９．新築又は増築・改築の時期】 【新築の時期】　年　月　日 【増築・改築の時期】　年　月　日
【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第６条の２第３項又は第４項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第７条の４第１項第１号に規定する別記第 11 号の４様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 □無　□有
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の 18 に規定する認定管理計画の有無】 □無　□有

（注意）

１．【５．建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

２．【８．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。

３．【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項又は第４項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

４．【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の 18 に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第１条の 12 に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第５条の 18 に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（第三面）

〔申請に係る建築物の住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】
【２．住戸の存する階】　　階
【３．専用部分の床面積】　　㎡
【４．当該住戸への経路】 【共用階段】　□無　□有 【共用廊下】　□無　□有 【エレベーター】　□無　□有

（注意）

１．この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。

２．住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。

３．【４．当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

４．この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面）

２．認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

３．認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

（注意）

１．３欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。

２．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。